

## 商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金 (大口定期)</li> </ul>
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人、法人、法人格のない団体</li> </ul>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>期日指定方式 1か月超5年未満</li> <li>定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。</li> </ul>
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1,000万円以上</li> <li>1円</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以降に一括して払い戻します。</li> </ul>
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度  (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>預入期間2年未満のものは満期日以降一括して支払います。</li> <li>預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率の70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
手 数 料	—
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）</li> </ul>

項 目	内 容
中途解約時の取扱い	<p>• この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 A、B、Cのうち、いずれか低い利率</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合 BおよびCの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率×70% C. 約定利率 - <math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 小数点第4位以下切捨て</li> <li>• Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</li> <li>• 基準金利とは、解約日にこの預金の元金を、満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。</li> </ul>
税 金	<p>• 個人については分離課税20%、法人および法人格のない団体については総合課税が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>
金利情報	<p>• 店頭窓口へお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<p>• 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
預金保険制度	<p>• 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>

項 目	内 容
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕</p> <p>電話番号：0120-725-362</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。</p> <p>ホームページは <a href="https://www.choshi-shoko.co.jp/">https://www.choshi-shoko.co.jp/</a></p> </li> <li> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕</p> <p>電話番号：03-3567-2456</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p> </li> </ul>